

工事における総合評価方式の一部改正について

このたび、「東京都水道局技術力評価型総合評価方式試行要綱」、「東京都水道局技術実績評価型総合評価方式試行要綱」及び「東京都水道局施工能力審査型総合評価方式試行の取扱」の一部を以下のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正の対象

- 東京都水道局技術力評価型総合評価方式
- 東京都水道局技術実績評価型総合評価方式
- 東京都水道局施工能力審査型総合評価方式

2 改正の内容

基準価格の設定範囲の上限値を予定価格の10分の9.2から10分の9.3に改めます。

※ 詳細はそれぞれの要綱及び取扱をご確認ください。

3 施行日

令和5年1月16日以降に公告等を行う案件から施行します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
直通 03-5320-6402